平成２１年（フ）第３４１号
山口県下関市長府亀の甲１丁目４番34号
債務者　野崎　善隆
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６５８号
愛媛県松山市北土居４丁目７番17号　ドミールつばき102号
債務者　平松　　卓
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６６６号
愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神1556番地
債務者　山本　麻貴
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３００号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2220番地42
債務者　吉永　光伸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田3200番地55
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
佐賀県佐賀市紺屋町１番11号
債務者　池田祐一郎
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1644番地19
債務者　前田　康伸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1644番地19
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番413号
債務者　田代八重子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
佐賀県佐賀市光２丁目８番643号
債務者　松井　英嗣
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０５９号
大阪府高槻市野田３丁目５番４号
債務者　リトルツリーこと　佐藤　宏栄
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９０２号
大阪市西淀川区歌島１丁目６番24―408号
債務者　長谷川朋美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４５号
大阪府箕面市牧落３丁目11番28号
債務者　小礒　和世
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５６号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―401号
近鉄八戸ノ里第３ガーデンハイツ
債務者　山口　祐司
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８６号
大阪府守口市八雲西町４丁目29番11号
債務者　井上　順子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７８号
大阪府八尾市荘内町１丁目２番16号
債務者　山下　髙美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５８号
長崎県長崎市大園町12番２―302号
債務者　入江　誠子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
岩手県東磐井郡藤沢町増沢字下薗沢50番地２
債務者　佐藤由香里
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部